

あなたの受けている暴力はDVではありませんか？

【問合わせ】子育て支援課 ☎84-0657

身体的暴力	殴る、蹴る、引きずりまわす、物を投げつける など
心理的暴力	大声で怒鳴る、ののしる、脅す など
性的暴力	性行為を強要する、避妊に協力しない など
経済的暴力	生活費を渡さない、働きに行かせない など
社会的暴力	行動の制限、友人に会わせない など

※子どもが夫婦間の暴力(DV)を目撃した場合は、子どもに対する心理的虐待になります。

DV(ドメスティックバイオレンス)とは

配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力です。配偶者からの暴力の被害者は多くの場合女性ですが、配偶者暴力防止法においては、被害者を女性に限定していません。

市民一人ひとりがDVについて理解を深め、誰もが安心して暮らせるあたためたい地域づくりを目指しましょう。

デートDVとは

デートDVは結婚していない男女間での体、言葉、態度による暴力のことです。最近、10代、20代の若いカップルの間でも起こり社会問題となっています。恋愛関係になった途端、相手の態度が急変して、命令や監視、暴力を受けた経験はありませんか？

暴力とやさしさのサイクルを繰り返すうちにエスカレートするのも特徴で、なるべく早く気づくことが大切です。

DVに関する相談窓口

相談機関	電話
子育て支援課	☎84-0657(直通)
愛知県 女性相談センター (女性相談員による相談)	☎(052)962-2527
愛知県 女性相談センター (弁護士による専門相談)	☎(052)962-2528 月曜日 14時～15時30分
愛知県 女性相談センター 知多駐在室	☎31-0121

その他の相談窓口

女性のための相談

誰にも言えずにひとりでお悩んでいませんか？まずは、専用電話へ気軽にかけください。女性の相談員があなたのお話をお聴きします。専門のカウンセラーによる面接相談(託児あり)もあります。

相談方法(電話・面接)

専用電話 ☎②8882

女性の権利ホットライン強化週間

DV、セクハラ、ストーーカー行為といった女性に関する人権問題について、強化週間を設けて人権相談を行います。

期間 11月18日(月)～24日(日)
時間 8時30分～19時(23日(祝)、24日(日)は10時～17時)

相談窓口

①相談専用電話

☎0570-070-810

②LINEじんけん相談@名古屋法務局公式アカウント
@snsinkensoudan

相談担当者

法務局職員及び人権擁護委員

問合わせ

名古屋法務局人権擁護部
☎052-952-8111
(内線1450)

催しなど

DVに関するパネル展示

期間 11月1日(金)～29日(金)
場所 市役所 市政情報コーナー(1階)

講演会

DVが子どもに与える影響

～私たちにできること～

DV被害により子どもたちが受ける影響について知り、自分自身に何が出来るかを学びます。

日時 11月14日(木)
14時～15時30分

場所 市役所大会議室(4階)

対象 どなたでも

講師 眞ゆり氏
(ウィメンズカウンセリング
名古屋YWCA)

申込み 不要(参加費無料)